

水俣病補償問題で質疑

参院
予算委

“訴訟権放棄ではない”

厚相、第三者機関で答弁

十九日の参院予算委員会は午後二時二十四分開会。四十四年度予算案に対する一般質問を続行。社会党の田中寿美子氏（全国）森中守睦氏（熊本）が、水俣病補償問題に関連し質問した。



質問する田中寿美子氏（社会

党）

田中氏 熊本県の水俣病患者の補償はどうなっているか。

斎藤厚相 患者と会社側との間で損害賠償の民事訴訟中だが、患者側同士の代表から私に對し、訴訟は時間がかかるから第三者機関によるあつせん、調停を進めてほしい。

いとの話があつた。その後現地では、第三者機関に任せることに反対の声も出たが、任せてもらえらなう、これを進めるつもりだ。

田中氏 現地で厚生省は患者から第三者機関の人選もその結論にも従うとの確約書をとっている。

森中氏 関連質問 確約書は訴訟権の放棄だ。また、水俣市は乏しい財政の中で一〇割、一五割の対策費を出しているが、これをどう処理するか。

斎藤厚相 第三者機関は事実上のあつせんをするもので、厳密な法律の意味で訴訟権を放棄するものではない。しかし、患者代表か

ら結論には大体従おうとの意思表明があつて出発したものだ。結論は尊重してもらわないと困る。

福田 蔵相 （水俣市に對しては）スジとしては特別地方交付税で考慮の対象となる。（野田自治相から「善処する」との発言あり）

田中氏 会社側の刑事責任は時効となつてはいるが、公害罪の新設について法務省の見解はどうか。

川井法務省刑事局長 業務上過失致死傷は結果が出ないと適用できない。しかも結果が出てからの原因調査は長期にわたるので時効となつてしまふ。そこで法制審議

会では、結果が出なくとも具体的な危険があれば適用できるとする公共危険罪の観点からの公害罪の条文化を検討中である。

田中氏 第三者機関の構成、内容も明らかにしないで確約書にハンをつけというのは人権じやうりんだ。患者が不安を感じるのは当然ではないか。

斎藤厚相 向こうの方から一任するからやってくれといったのだ。第三者機関の構成はいえな

い。田中氏 厚相への白紙委任は患者の総意ではない。私どもは現地で四、五十人の集会をしたが、確約書に応じたのは二入しかなかった。

斎藤厚相 私どもへ来たのは代表だ。患者の総意でなかつたら考え直す。（田中氏および関連質問に立つた山本伊三郎氏「社会・全国」と押し問答）無理にやろうとしているのではない。ご協力をお願いする。